

随意契約理由書

契 約 内 容	件名等	(契約番号) 2024000526
		原町区雨水函渠築造工事監理業務委託
	履行場所	南相馬市原町区大木戸字松島地内外
	種類	業務委託
概 要		工事監理業務 一式
相 手 方	名称	公益財団法人福島県下水道公社
	代表者	理事長 益子 公司
	所在地	福島県 福島市 大町5番6号
根 拠 規 定		地方自治法施行令第167条の2第1項
	☒ 2号	その性質又は目的が競争入札に適さないもの
	☐ 3号	障害者施設等により製作された物品の買入れ、シルバー人材センター及び母子福祉団体からの役務の提供を受ける契約
	☐ 4号	新規事業分野の開拓事業者により生産された新製品の買入れ
	☐ 5号	緊急の必要により競争入札に付することができないとき
	☐ 6号	競争入札に付することが不利と認められるとき
	☐ 7号	時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき
	☐ 8号	競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき
	☐ 9号	落札者が契約を締結しないとき
随 意 契 約 理 由 の 説 明	【具体的に記入すること】	
	本業務委託は、原町区中心市街地の浸水被害低減のために実施する令和7年2月末を工期期限とする雨水函渠築造工事に係る工事監理業務である。 当該業者は、下水道事業に関する法律（下水道法）第22条第1項（設計者等の資格）に基づき本業務を履行できる県内唯一の許可業者であり、県、及び市町村の下水道事業に係る監理・技術を補完・代替える公的機関として長年にわたり発注者支援業務に携わっており、当該業務を行うための知識や経験、技術を備えていると認められる機関であることから、随意契約とする。	
工事等担当課名 [建設部下水道課]		

※地方自治法施行令第167条の2第1項第1号は、競争入札に付さないことができるとしたものであるため、当該理由書の作成を要しないものとする。

随意契約理由書

契 約 内 容	件 名 等	(契約番号) 2024000534
		原町区雨水函渠築造修正設計業務委託
	履行場所	南相馬市原町区大木戸字松島地内外
	種 類	業務委託
概 要	修正設計業務 一式	
相 手 方	名 称	日栄地質測量設計株式会社 原町営業所
	代 表 者	所長 佐藤 健二
	所 在 地	南相馬市 原町区桜井町一丁目 1 6 番地
根 拠 規 定	地方自治法施行令第 1 6 7 条の 2 第 1 項	
	■ 2 号	その性質又は目的が競争入札に適さないもの
	□ 3 号	障害者施設等により製作された物品の買入れ、シルバー人材センター及び母子福祉団体からの役務の提供を受ける契約
	□ 4 号	新規事業分野の開拓事業者により生産された新製品の買入れ
	□ 5 号	緊急の必要により競争入札に付することができないとき
	□ 6 号	競争入札に付することが不利と認められるとき
	□ 7 号	時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき
	□ 8 号	競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき
	□ 9 号	落札者が契約を締結しないとき
随 意 契 約 理 由 の 説 明	【具体的に記入すること】	
	本業務委託は、「原町区雨水函渠築造工事」に必要な既成果品の修正設計業務である。 当該業者は、既成果品に係る設計業務委託の受注者であり、設計内容を熟知しており、的確かつ迅速な業務が見込まれることから、随意契約とする。	
工事等担当課名 [建設部下水道課]		

※地方自治法施行令第 1 6 7 条の 2 第 1 項第 1 号は、競争入札に付さないことができるとしたものであるため、当該理由書の作成を要しないものとする。

随意契約理由書

契 約 内 容	件名等	(契約番号) 2024000594 令和6年度泉官衙遺跡郡庁院南殿・塀復元工事監理業務委託
	履行場所	南相馬市原町区泉字町地内
	種類	業務委託
	概要	工事概要：建築工事 新築工事監理業務 令和6年度泉官衙遺跡郡庁院南殿・塀復元工事
相 手 方	名称	有限会社ウッドサークル
	代表者	代表取締役 中田 英史
	所在地	東京都 中央区 日本橋人形町二丁目16番2号4階
根 拠 規 定	地方自治法施行令第167条の2第1項	
	☒ 2号	その性質又は目的が競争入札に適さないもの
	☐ 3号	障害者施設等により製作された物品の買入れ、シルバー人材センター及び母子福祉団体からの役務の提供を受ける契約
	☐ 4号	新規事業分野の開拓事業者により生産された新製品の買入れ
	☐ 5号	緊急の必要により競争入札に付することができないとき
	☐ 6号	競争入札に付することが不利と認められるとき
	☐ 7号	時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき
	☐ 8号	競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき
	☐ 9号	落札者が契約を締結しないとき
随 意 契 約 理 由 の 説 明	【具体的に記入すること】 本業務は、令和6年度泉官衙遺跡郡庁院南殿・塀復元工事の工事監理業務である。本工事は、文化庁が設置する専門委員会等による学術的な検討に基づいて古代建物の復元を行うものであり、伝統的工法を用いた復元の設計・仕様に忠実に従う必要がある。 当該業者は、令和5年度泉官衙遺跡郡庁院南殿・塀実施設計業務委託を受注した業者であり、これまでの設計業務の内容に忠実に基づき、復元の真正性を担保しながら、的確な工事監理を行うことのできる唯一の業者であることから、上記設計業者との契約を随意契約とするものである。	
工事等担当課名 〔 教育委員会教育委員会事務局文化財課 〕		

※地方自治法施行令第167条の2第1項第1号は、競争入札に付さないことができるとしたものであるため、当該理由書の作成を要しないものとする。

随意契約理由書

契 約 内 容	件名等	(契約番号) 2024000632 令和6年度農業用機械格納庫（小高区小屋木）新築工事監理業務委託
	履行場所	南相馬市小高区小屋木字障子口 地内
	種類	業務委託
	概要	監理業務 農業用機械格納施設 ・構造：木造 平屋 1棟 ・所要室：農業機械格納庫、車庫 ≒248㎡（延床面積）
相 手 方	名称	有限会社寿設計
	代表者	代表取締役 飯塚 静栄
	所在地	福島県 いわき市 郷ヶ丘一丁目33番地の3
根 拠 規 定	地方自治法施行令第167条の2第1項	
	☒ 2号	その性質又は目的が競争入札に適さないもの
	☐ 3号	障害者施設等により製作された物品の買入れ、シルバー人材センター及び母子福祉団体からの役務の提供を受ける契約
	☐ 4号	新規事業分野の開拓事業者により生産された新製品の買入れ
	☐ 5号	緊急の必要により競争入札に付することができないとき
	☐ 6号	競争入札に付することが不利と認められるとき
	☐ 7号	時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき
	☐ 8号	競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき
	☐ 9号	落札者が契約を締結しないとき
随 意 契 約 理 由 の 説 明	【具体的に記入すること】 本業務は、令和6年度農業用機械格納庫（小高区小屋木）新築工事の工事監理業務である。当該業者は、対象施設の設計業者で設計内容を熟知しており、的確に工事監理業務を行うことができるのは、当該業者であるため随意契約とするものである。	
工事等担当課名 〔 農林水産部農政課 〕		

※地方自治法施行令第167条の2第1項第1号は、競争入札に付さないことができるとしたものであるため、当該理由書の作成を要しないものとする。

随意契約理由書

契 約 内 容	件 名 等	(契約番号) 2024000642 南相馬市立総合病院改修設計見直し業務委託
	履行場所	南相馬市原町区高見町二丁目 地内
	種 類	業務委託
	概 要	総合病院トイレ・浴室等改修 鉄骨鉄筋コンクリート造 7階建て A=12,079.17㎡ 改修範囲 トイレ：1～5階、7階 浴室：3～5階 電気設備改修、機械設備改修 外
相 手 方	名 称	株式会社関・空間設計
	代 表 者	代表取締役社長 木皿 泉
	所 在 地	宮城県 仙台市 青葉区本町二丁目1番8号
根 拠 規 定	地方自治法施行令第167条の2第1項	
	☒ 2号	その性質又は目的が競争入札に適さないもの
	☐ 3号	障害者施設等により製作された物品の買入れ、シルバー人材センター及び母子福祉団体からの役務の提供を受ける契約
	☐ 4号	新規事業分野の開拓事業者により生産された新製品の買入れ
	☐ 5号	緊急の必要により競争入札に付することができないとき
	☐ 6号	競争入札に付することが不利と認められるとき
	☐ 7号	時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき
	☐ 8号	競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき
	☐ 9号	落札者が契約を締結しないとき
随 意 契 約 理 由 の 説 明	【具体的に記入すること】 今回の設計業務は、総合病院本館トイレ・浴室等改修工事に係る設計業務であり、令和元年に上記事業者が受注・作成した改修工事実施設計の内容の見直しであることから、当該施設全般の構造を熟知しており、短期間に的確かつ迅速な業務が見込める上記事業者と随意契約するものである。	
工事等担当課名 [総合病院総合病院事務部総務課]		

※地方自治法施行令第167条の2第1項第1号は、競争入札に付さないことができるとしたものであるため、当該理由書の作成を要しないものとする。

随意契約理由書

契 約 内 容	件 名 等	(契約番号) 2024000720 原町公共下水道管路施設更生（本町分区）工事積算業務委託
	履行場所	南相馬市原町区本町二丁目地内外
	種 類	業務委託
	概 要	工事積算業務 N=1式 開削工法積算業務 N=1式 協議・打合せ業務 N=3回
相 手 方	名 称	公益財団法人福島県下水道公社
	代 表 者	理事長 益子 公司
	所 在 地	福島県 福島市 大町5番6号
根 拠 規 定	地方自治法施行令第167条の2第1項	
	☒ 2号	その性質又は目的が競争入札に適さないもの
	☐ 3号	障害者施設等により製作された物品の買入れ、シルバー人材センター及び母子福祉団体からの役務の提供を受ける契約
	☐ 4号	新規事業分野の開拓事業者により生産された新製品の買入れ
	☐ 5号	緊急の必要により競争入札に付することができないとき
	☐ 6号	競争入札に付することが不利と認められるとき
	☐ 7号	時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき
	☐ 8号	競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき
	☐ 9号	落札者が契約を締結しないとき
随 意 契 約 理 由 の 説 明	【具体的に記入すること】 本業務委託は、原町区公共下水道管路施設更新工事に係る工事積算業務である。 当該機関は、公共事業の発注者用設計積算システムの利用が認められた法人であり、この積算システムを使用して下水道事業に係る発注者支援業務（積算業務）を行うことが可能な唯一の機関であることから、随意契約とする。	
工事等担当課名 〔 建設部下水道課 〕		

※地方自治法施行令第167条の2第1項第1号は、競争入札に付さないことができるとしたものであるため、当該理由書の作成を要しないものとする。

随意契約理由書

契 約 内 容	件名等	(契約番号) 2024000768 南相馬市地域子育て支援拠点施設基本設計・実施設計業務委託
	履行場所	南相馬市原町区高見町二丁目 地内
	種類	業務委託
	概要	設計業務 南相馬市地域子育て支援拠点施設 木造 平屋建て A=1,200㎡程度 建築周囲外構工事 駐車場 40台程度 敷地面積A=2692.93㎡ 用途地域：準工業地域（建ぺい率60%、容積率200%） 防火区域：なし（建築基準法第22条指定地区）
相 手 方	名称	UDS株式会社
	代表者	代表取締役社長 黒田 哲二
	所在地	東京都 渋谷区 代々木2丁目28-7
根 拠 規 定	地方自治法施行令第167条の2第1項	
	☒ 2号	その性質又は目的が競争入札に適さないもの
	☐ 3号	障害者施設等により製作された物品の買入れ、シルバー人材センター及び母子福祉団体からの役務の提供を受ける契約
	☐ 4号	新規事業分野の開拓事業者により生産された新製品の買入れ
	☐ 5号	緊急の必要により競争入札に付することができないとき
	☐ 6号	競争入札に付することが不利と認められるとき
	☐ 7号	時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき
	☐ 8号	競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき
	☐ 9号	落札者が契約を締結しないとき
随 意 契 約 理 由 の 説 明	【具体的に記入すること】 令和6年8月26日（月）開催の「南相馬市地域子育て支援拠点施設基本設計・実施設計業務委託プロポーザル審査会」による審査の結果、最優秀事業者とされた事業者を選定するもの	
工事等担当課名 〔 こども未来部こども家庭課 〕		

※地方自治法施行令第167条の2第1項第1号は、競争入札に付さないことができるとしたものであるため、当該理由書の作成を要しないものとする。